

平成30年第6回弥彦村議会（12月）定例会

議事日程（第4号）

平成30年12月17日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 承認第14号 専決処分の報告について 平成30年度弥彦村一般会計補正予算（第5号）のうち、歳入及び歳出の第2款総務費、第14款予備費
- 日程第 2 議案第59号 弥彦村表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第60号 弥彦村名誉村民条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第61号 弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第62号 弥彦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第63号 弥彦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第64号 弥彦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第66号 平成30年度弥彦村一般会計補正予算（第6号）のうち、歳入及び歳出の第1款議会費、第2款総務費第1項総務管理費及び第2項徴税費・第4項選挙費、第3款民生費第2項児童福祉費第1目保育園費から第4目子育て支援事業費、第9款消防費、第10款教育費、第14款予備費、第2条地方債の補正
- 日程第 9 議案第72号 燕・弥彦総合事務組合の共同処理する事務の変更及び燕・弥彦総合事務組合同規約の変更について
(以上9案件 総務文教常任委員長報告)
- 日程第10 承認第14号 専決処分の報告について 平成30年度弥彦村一般会計補正予算（第5号）のうち、歳出の第8款土木費
- 日程第11 議案第65号 弥彦村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第66号 平成30年度弥彦村一般会計補正予算（第6号）のうち、歳出の第2款総務費第3項戸籍・住民登録費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費第6目少子化対策事業費、第4款衛生費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費
- 日程第13 議案第67号 平成30年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第69号 平成30年度弥彦村水道事業会計補正予算（第2号）
(以上5案件 厚生産業常任委員長報告)

日程第15 議案第68号 平成30年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算(第4号)

(以上1案件 競輪特別委員長報告)

日程第16 議員派遣の件について

日程第17 議会運営委員会の閉会中の特定事件(所掌事務)の調査について

日程第18 総務文教常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査について

日程第19 厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	本	多	啓	三	さん	2番	板	倉	恵	一	さん
3番	田	中	満	男	さん	4番	柏	木	文	男	さん
5番	安	達	丈	夫	さん	6番	本	多	隆	峰	さん
7番	小	熊		正	さん	8番	花	井	温	郎	さん
9番	赤	川	幸	子	さん	10番	武	石	雅	之	さん

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小	林	豊	彦	さん	教育長	林		順	一	さん
総務課長	山	岸	喜	一	さん	税務課長	水	澤	正	一	さん
住民課長	伊	藤	和	恵	さん	福祉保健課長	三	富	浩	子	さん
農業振興課長	志	田		馨	さん	観光商工課長	高	橋	信	弘	さん
建設企業課長	丸	山	栄	一	さん	教育課長	小	森	順	一	さん
会計管理者	石	塚		豊	さん	公営競技事務所長	高	島	大	介	さん

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	笹	岡	正	夫	書記	春	日	史	子
-------	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（武石雅之さん） おはようございます。

これより平成30年第6回弥彦村議会12月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（武石雅之さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（武石雅之さん） 最初に、日程第1、承認第14号 専決処分の報告について 平成30年度弥彦村一般会計補正予算（第5号）のうち、歳入及び歳出の第2款総務費、第14款予備費から、日程第9、議案第72号 燕・弥彦総合事務組合の共同処理する事務の変更及び燕・弥彦総合事務組合規約の変更についてまでの専決補正予算1案件、条例改正6案件、一般会計補正予算1案件、その他1案件、以上9案件を一括して議題といたします。

以上の案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

本多総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（本多隆峰さん） 平成30年第6回12月定例会総務文教常任委員会審査報告。

本委員会は、12月定例会において付託された議案を審査するため、去る12月11日午前10時から委員会室において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は5名全員であります。

委員外議員として、赤川議員、柏木議員、板倉議員、本多啓三議員の出席がありました。

説明のため出席した者、村長、教育長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、専決補正予算1案件、条例改正6案件、一般会計補正予算1案件、その他1案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された9案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は委員外議員の発言があったことを申し添えます。

最初に、専決補正予算1案件についての審査では、質疑、討論ともなく、報告のとおり承認す

ることに決定いたしました。

次に、条例改正6案件の審査では、質疑、討論ともなく、提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、一般会計補正予算1案件の審査では、小学校の学校管理費、環境整備設計監理委託料278万9,000円の具体的な内容は。また、エアコン設置費4,646万7,000円に係る国からの補助金はどれくらいかとの質疑に、エアコン設置工事に係る設計監理委託料で、現在実施している改修工事の中で効率的かつ今後の工事に支障のないようにするため、標準的な額として工事費の6%を計上した。小学校の普通教室13、特別教室8、ほかに現在使用していない2つの空き教室にエアコンを設置する。小学校分の補助金は1,237万3,000円であるとの答弁でした。

文科省の補助金のうち、小学校分を除いた額が700万円弱あるが、それは中学校分か、それともブロック塀関係の補助金かとの質疑に、残金は662万7,000円であり、中学校の特別教室分である。工事は来年の夏休みに実施する予定である。

ブロック塀に対する申請はなかったのか。また、小学校のプール下の擁壁について、調査の結果、当面は大丈夫とのことだが、心配される案件ではないかとの質疑に、学校、保育園の関係で点検したが、該当する危険なものはなかった。小学校の擁壁については相当な額が必要になるため、すぐには難しいが、今後も安全第一にしながら考えていきたいとの答弁でした。

文化財保護費で、二本松の枝の支柱取りかえ工事費37万8,000円について、実施時期はいつ実施するのかの質疑に、業者の見立てでは雪が消えた春先に実施したほうがよいとのことから、そのころを予定している。工事は3日以内で終わるとの答弁でした。

同じく文化財保護費の旧武石家の維持修繕費394万2,000円は、3坪ほどの薪小屋の屋根修繕とのことであるが、茅葺屋根全体を修繕するのか、また、改修に係る国の支援はあるのかとの質疑に、茅葺屋根全体が傷んでいるため、屋根全体を撤去して改修する。なお、建物は3坪程度であるが、屋根は四方に張り出しているため、面積は32㎡(9.7坪)である。国指定の有形文化財の建築物に対する修繕では国からの支援はないとの答弁でした。

新潟県知事選挙費のポスター掲示板設置及び撤去費1万8,000円に関連して、村内の公営掲示板設置数は何カ所か、また、その掲示板と図面に通し番号は記載されているかとの質疑に、ポスター掲示板の設置箇所は32カ所であり、掲示板設置場所の一覧表は配布しているが、通し番号はない。今後検討していきたいとの答弁でした。

ほかに質疑、討論ともなく、提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他1案件の審査では、質疑、討論ともなく、その他1案件については、提案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された専決補正予算1案件、条例改正6案件、一般会計補正予算1案件、その他1案件の審査は終了いたしました。

次に、付託案件外について。

燕市との巡回バスの路線について、運行路線になっていない地域から見直し要望が出されてい

るが、希望に沿うことができるのか。できなければ、村単で空白路線を補完する予算を31年度予算に計上できないかとの質問に、具体的な路線については国の許可が要る。年間の利用人数の基準がクリアできないと難しい。どうしてもそれを実施するとなれば、使命の終わった事業を廃止するなどして費用を捻出するしかない。この件については31年度以降に検討する課題となるとの答弁でした。

事業の見直しを検討するとの答弁があったが、このことについて役場内でプロジェクトをつくらせて答申を出してもらって、それを議員の全員で検討してから予算編成ができればと思っているが、その考えはあるかとの質問に、事業の見直しは基本的に執行権の問題であり、それを事前に議員に諮って決めるものではないと考えているとの答弁でした。

今、小・中学校を中心に挨拶運動が行われているが、一般村民にも普及させる対策が不十分であるので、村でも通年ののぼりを出して、挨拶運動を奨励する取り組みはできないものかとの質問に、村民の皆さんから積極的に子供たちに声かけをしてもらえるとありがたいと思っているし、観光地としては、弥彦に来てよかったなということにつながると思っている。対応策としては、村内にいろんな組織があるが、そこで話題にすることで、広がっていくと考えているとの答弁でした。

きらめきの丘にあるハウスの所有者は、このハウスを使用している人がいるが、契約年月日と契約内容はどの質問に、土地は弥彦村であるが、社会福祉協議会との無償での貸借契約となっている。建物は社会福祉協議会が建てたもので、借り主は未来電工で、平成26年10月に社会福祉協議会と弥彦村との3者契約となっている。使用目的は、マンゴーの試験栽培を行うためとなっているとの答弁でした。

このマンゴーの試験栽培は今も行われているのか、また、契約期間はいつまで続くのかとの質問に、契約期間は平成26年10月9日から3年間となっているが、申し出がない限り延長される契約であるため、現在も契約は続いている。栽培状況は現地を確認していないのでわからないが、今後は、あの施設を村で菊まつり用の菊栽培に利用していきたいとの答弁でした。

今年度で退職する職員は何名か、また、新規採用職員は何名かとの質問に、今年度の定年退職者は6名、新規採用は4名を内定しているが、これから追加で保育士を若干名採用する予定である。総体的な人数としては、今年4月現在の職員数92名と同規模となるとの答弁でした。

退職する保育士は何名か、また、採用の若干名は何名かとの質問に、来年度の入園希望園児に面談を行って、配慮の必要な園児がどれくらいいるかによって必要な保育士の人数が決まる。今年度退職する保育士は2名であるが、臨時保育士の人数も希望により変動があるので、園長と協議しながら全体の人数を決めていきたいとの答弁でした。

村長は、選挙後の公約として図書館の設置を挙げられたが、その真意はどの質問に、NHKで健康な長寿社会の実現をテーマにした番組があったが、その内容は14万人の健康長寿者を追跡調査した結果、共通する項目で多かったのは読書であった。それは、知的好奇心が強いほうが、結果的にいろんな分野に積極的になることで、健康長寿につながるのではないかとのことであった。

地域の村政懇談会の中でも要望が出ているが、図書館は文化会館の位置では使いづらいため、役場の倉庫を改修してそこに設置したい。役場の場所であれば子供たちも勉強で使える。従来の倉庫は中庭につくることを考えているとの答弁でした。

そのほかに、小・中学校の学力向上の取り組みに対する質問、答弁などがありました。

以上が付託案件外の主な審査内容でした。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に議長に対して継続調査の申し入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時間は午前11時29分でした。

報告は以上であります。

平成30年12月17日、総務文教常任委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、武石雅之様。

以上であります。

○議長（武石雅之さん） ただいま委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております9案件に対する委員長報告は、いずれも承認、可決であります。

これより、9案件を専決補正予算、条例改正、一般会計補正予算、その他に区分して採決したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 異議なしと認めます。

初めに、日程第1、承認第14号 平成30年度弥彦村一般会計補正予算（第5号）の専決補正予算について、ご質疑あればこれを許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております承認第14号 専決補正予算1案件につきましては、委員長報告は承認であります。村長提案のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、承認第14号の専決補正予算は報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第59号から日程第7、議案第64号までの条例改正6案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第59号から議案第64号までの条例改正6案件につきましては、委員長報告は可決であります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、条例改正6案件は提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第66号 一般会計補正予算（第6号）について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号の一般会計補正予算につきましては、委員長報告は可決であります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第66号は村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第72号 規約の変更について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第72号につきましては、委員長報告は可決であります。報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第72号は村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

◎厚生産業常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（武石雅之さん） 次に、日程第10、承認第14号 一般会計補正予算（第5号）から日程第14、議案第69号 水道事業会計補正予算（第2号）までの専決補正予算1案件、条例改正1案件、補正予算3案件、以上5案件を一括して議題といたします。

以上の5案件につきましては、厚生産業常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

小熊厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（小熊 正さん） 平成30年第6回12月定例会厚生産業常任委員会審査報告。

本委員会は、12月定例会において付託された議案を審査するため、去る12月11日午後1時半から委員会室において開催いたしました。

主な内容についてご報告いたします。

出席委員は5名全員であります。

委員外として、安達議員、花井議員の出席がありました。

説明のため出席した者、村長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、専決補正予算1案件、条例改正1案件、補正予算3案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された5案件については、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は委員外議員の発言があったことを申し添えます。

最初に、専決補正予算1案件についての審査では、質疑、討論ともなく、村長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、条例改正1案件についての審査では、質疑、討論ともなく、村長提案のとおり可決する

ことに決定いたしました。

次に、補正予算3案件についての審査では、雪害対策費の賃借料として、除雪機械レンタル料、除雪借り上げ料が計上されているが、昨年と比べて体制が変わったのか、その内容はどの質疑に、除雪機械を役場用に1台、除雪業者に1台の計2台を追加した。それに伴い、除雪作業が原則午前7時までに終了するよう路線の見直しを図ったとの答弁でした。

ほかに質疑、討論ともなく、補正予算3案件は村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、付託案件外について。

きらめきの丘にあるハウスで、マンゴーの試験栽培をする際に利用する水や電気、ごみなどの管理はどうなっているのかの質問に、水道料、電気料などは借り手が負担する契約となっており、管理は社会福祉協議会で行っているとの答弁でした。

ウォーキング事業について、以前、万歩計が貸与されて、目標達成者に記念品が贈呈されていたが、現状はどうかとの質問に、今年度から対象年齢を60歳以上から20歳以上に拡大し、広報などで周知し、実施した。目標達成者数は増加している状況であるとの答弁でした。

弥彦山登山道7合目にある水飲み場の整備について、協議の結果はどうだったのかとの質問に、登山道修復工事の際に、山岳会の会長、神社、村の立ち会いのもと協議をした結果、必要ないのではないかという結論となり、登山時は、天候に応じて登山者自身の責任で服装、履物等対応していただきたいとの答弁でした。

菊まつり期間中の交通渋滞の解消について、役場駐車場を利用してもらう方法はPR不足ではなかったか、また、高倉電気前の道路の拡幅の計画はどの質問に、公共交通機関の利用客は以前より増加しており、今後もメディアによるPRをより強化していきたい。高倉電気前の交差点については、拡幅を県に要望するためのまちづくり計画を作成中であるとの答弁でした。

ほかに、彌彦神社の参拝客数、おもてなし広場の空室及び配送センターの利用について、質問等がありました。

以上が付託案件外の審査内容でした。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に議長に対して申し入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時刻は14時36分でした。

報告は以上であります。

平成30年12月17日、厚生産業常任委員長、小熊正。

弥彦村議会議長、武石雅之様。

以上です。

○議長（武石雅之さん） ただいま委員長から審査結果についてご報告がありました。他の委員から補足説明はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております5案件に対する委員長の報告は、いずれも承認、可決であります。

これより、5案件を専決補正予算、条例改正、一般会計補正予算、特別会計及び企業会計補正予算に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 異議なしと認めます。

初めに、日程第10、承認第14号 一般会計専決補正予算（第5号）について、質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております承認第14号の専決補正予算の委員長報告は承認であります。報告のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、承認第14号の専決補正予算は報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第65号 弥彦村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第65号の条例改正につきましては、委員長報告は可決であります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、条例改正1案件は提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第66号 平成30年度弥彦村一般会計補正予算（第6号）の一般会計補正予算1案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第66号 一般会計補正予算1案件につきましては、委員長報告は可決であります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第66号の一般会計補正予算は提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第67号 平成30年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第14、議案第69号 平成30年度弥彦村水道事業会計補正予算（第2号）について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第67号及び議案第69号の特別会計及び企業会計補正予算2案件につきましては、委員長報告は可決であります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第67号及び議案第69号の補正予算は提案のとおり可決することに決定いたしました。

◎競輪特別委員長報告及び議案第68号修正案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武石雅之さん） 次に、日程第15、議案第68号 平成30年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案件につきましては、競輪特別委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

安達競輪特別委員長。

○競輪特別委員長（安達丈夫さん） それでは報告をいたします。

平成30年第6回12月定例会競輪特別委員会審査報告。

本委員会は、12月定例会において付託された議案を審査するため、去る12月10日午前11時10分から委員会室において開催いたしました。

出席委員は10名。説明のため出席した者、村長、総務課長、公営競技事務所長及び副所長、公営競技事務所参事。委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記でございます。

本委員会に付託された議案は、平成30年度補正予算（第4号）の1案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

工事費5,000万円の補正予算について、どの工事がこれに当たるのか説明してほしいという質疑に、宝光院側新規観覧席及び入場口の工期が平成30年3月から15カ月間見込まれ、工事費の1カ月分程度の支払いが発生するためのものとの答弁でした。

新しいお客様を獲得するには新しい施設が有効ということは理解できるが、東京オリンピックの終了まで待たせたほうが資材の調達等も安価にできるのではないかという質疑に、東京オリンピック終了後すぐに資材の高騰がおさまるとは限らない。必要な施設なので早く進めたいとの答弁でした。また、前橋競輪場での寛仁親王牌は、平成28年度から平成31年度まで4年連続で開催が決まっている。過去の例から、そろそろ他の競輪場での開催になりそうなので、平成32年度の誘致に照準を当てたいとの答弁がありました。

新規のお客様獲得のためには、今回提案の新観覧席設置ではなく、先に競輪場周辺の整備を実施したほうがよいのではないかという質疑に、意見はお受けするが、今は新観覧席の設置が最善だと考えた結果であるとの答弁でした。

今回の5,000万円の工事費については、まだ考える余地があると思うので、認める訳にはいかないという意見がありました。

入場口3カ所の改修も今回の工事で実施するのかという質疑に、今回の工事では宝光院側の入場口改修のみの予定としており、神社側入場口の改修は含まれていないとの答弁でした。

前回の説明では、3カ所の入場口の改修を行うという内容だったのではないかという質疑に、3カ所の入場口の改修は必要であり、今後実施の予定はあるが、今回、神社側入場口の改修は含めなかったとの答弁でした。

平成31年度と平成32年度で7億円の債務負担行為補正ということであるが、今後2年間で7億円の工事費を予算計上するということなのかという質疑に、そのとおりであるとの答弁でした。

次に、今回補正計上の工事費5,000万円は、今年度3月までの工事分が5,000万円ということなのかという質疑に、工期15カ月と見込み、そのうち今年度分である1カ月分を5,000万円と見込んだとの答弁でした。

今回補正計上の工事費5,000万円はわかったが、工事全ての契約額はどうなるのかという質疑に、総工費は7億5,000万円、今年度分は5,000万円、来年度以降2年間で7億円の予算計上をするという答弁でした。

入札はいつ実施するのかという質疑に、今年度中に実施するという答弁でした。

それから、前回9月定例会において否決した案件を、そのまま同じ内容で提案するだけでは通らない話なのではないかという質疑に、村民のためになることを最優先に実施させていただいている。今回提案した内容が最も村のためになると判断したので再度提案をしたとの答弁でした。

次に、村長も議員もともに村民のために仕事をしている。我々議員で検討した結果、ほかにも老朽化が進んだ施設があること等も考慮し、前回は否決した。議会で否決したものを同じ内容で再度提案するというのかという質疑に、外部監査の提案の際は、議会側の意見を取り入れながら修正したが、8回否決された。何をしてもだめだと判断したという答弁でした。

次に、内容がよければ今までも賛成してきた。今回は外部監査と違い、相当な費用が必要となる。現在の施設で寛仁親王牌を開催したという実績があるのだから、今すぐに施設を建てるのではなく、寛仁親王牌誘致の目途を見きわめながら、慎重に施設整備を行うほうがよいのではないかという質疑に、事業を実施するにはタイミングが大切で、今が最善だと判断したという答弁でした。

最後に、今回の施設整備計画に対しての意見がありました。

今回提案された新施設は、極端に言えば、寛仁親王牌の4日間しか使用しない建物であるが、その4日間での収益は4億円以上が見込まれる。商売という点から見れば、収益の見込まれる箇所に対して優先的に投資するということは当然であると考えてるので、施設は建てるべきだ。

また、東京オリンピックの需要が落ちついたところに新施設を建設したほうが経費面においてよいのではないかという意見もあるが、過去の例から、競輪のビッグレースの売り上げが年々減少することも考えられる。したがって、早いうちに施設を整備してビッグレースを誘致し、収益の確保を目指すほうがよい。

また、理事者側からの説明が不足している。もっと丁寧に説明し、全員が納得のいくような計画を立てるべきであるという意見でした。

ほかに質疑はなく、討論に移りました。

今回補正された2款競輪事業費、1項競輪開催費、1目事業費、15節工事請負費、施設改修工事費5,000万円については反対であるので、最終日に修正案を提出したいという討論がありました。

弥彦村のためを考えると賛成であるという討論もありました。

しっかりと説明をして、全員が納得できるようにするべきだという討論もありました。

ほかに討論はなく、採決に移る前に、理事者側に対して、今回の提案について更に説明をする予定はあるのかと意見を求め、過去よりも詳細な資料を用意するなど丁寧な説明はしてきたと考える。今回の提案についての資料の提出及び説明は終わったと考える。ただし、今の話を受け、より一層わかりやすい説明をしていく努力をしていきたいという答弁がありました。

そして、もっと丁寧な説明を受けるまで採決を延ばしたほうがよいのではないかという意見があったため、採決を行うかどうかの挙手を求めたところ、採決を行うことに対しての賛成者が多数となったので、採決に移りました。

原案への賛成は4名、反対は5名となり、賛成少数と認め、平成30年度補正予算（第4号）は否決することに決定をいたしました。

続いて、付託案件外の審査に移り、担当から、平成30年度売り上げ状況、ミッドナイト競輪の売り上げ状況、弥彦競輪場施設改修及び平成30年度弥彦競輪収支見込み及び今後の基金積み立て等の見込みについて説明がありました。この質疑等はありませんでした。

本委員会の閉会時刻は12時20分。

報告は以上でございます。

平成30年12月17日、競輪特別委員長、安達丈夫。

弥彦村議会議長、武石雅之様。

以上でございます。

○議長（武石雅之さん） ただいま委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号に対する委員長の報告は否決であります。小熊正さん外1名から修正動議が議長宛てに提出されておりますので、これを本案件とあわせて議題といたします。

修正案について説明を求めます。

7番、小熊正さん。

○7番（小熊 正さん） 平成30年12月定例会、修正案提案説明をいたします。

発議者、弥彦村議会議員、小熊正、同じく本多啓三。

議案第68号 平成30年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第4号）に対する修正動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

競輪場施設整備改修工事費は、さきの9月定例会で、記念競輪等に仮設で対応していた記者席や来賓室等を常設型のものにしたいと2億9,500万円の補正予算が計上され、否決、修正された経緯があります。

議論の中で、老朽化は理解しており、いずれ大改修は必要との認識は議員全員が持っております。しかし、上半期も終わる段階での補正予算対応が必要なのか、もっと時間をかけ、議会側とも議論を尽くしての大改修であってほしいとの意見が多数でありました。

また、9月議会で否決されたものを12月定例会での提案は、余りにも拙速ではないかとの発言もありました。多数の議員も同様の認識であります。

よって、議案第68号 弥彦村競輪特別会計補正予算（第4号）中、第2表債務負担行為補正と工事請負費5,000万円の削除を求める修正案を提出し、修正案に賛成いたします。

なお、それ以外の原案も賛成いたします。

報告は以上であります。

○議長（武石雅之さん） これより修正案と原案について質疑を行います。

初めに、修正案についてご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

次に、原案について質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

初めに、修正案に反対の方の発言を許します。

板倉さん。

○2番（板倉恵一さん） それでは、今ほどの修正案に対して反対の立場で意見を申し上げたいというふうに思います。

初めに言いたいんですが、今回もまた反対されました。外部監査では、これからの競輪場の維持、村への補助金を少しでもふやすための外部監査だったと思われまして。反対している人は、1,000万円の調査費はもったいない、ほかへ回せと今までの外部監査に反対していたというふうに思います。どうも違ったみたいですね。第一、今回の内容は趣旨が違います。

我々議員は、視察でいろいろな競輪場を見てきました。きれいな施設、さびた柱の施設もありました。私は、競輪場に限らず、行った先ではトイレを利用させてもらっています。きれいなトイレ、汚いトイレとありますが、総じて競輪場全体の施設も同じです。汚いところでは女性客もやはり少ないようです。私も前の議会で、仮設を毎回つくって壊しての観覧席はもったいない、常設にしたらどうかと質問しました。でも、その後、何も私のほうには、今の議員の中からも一般の方からも話はきませんでした。

その後、今回反対された5人の中にも同じような質問をした人が数年前にいたという話を聞きました。改修は必要だが、次の村長でやればよいという議員もおられるようです。とすれば、その議員もリニューアルの必要性を感じている訳です。では、消費税の上がる前にしたほうが理にかなうと思いますが、いかがでしょうか。仮設はもったいないが、今ごろこんな内容を提起する

のかとか、この場所を改修するよりあっちがよいとか言われています。

議員懇談会で、前からの出来レースだとか、一般村民を惑わす質問としか受け取れません。本当に競輪場のリニューアルをしたいと思うなら、図面を見て、この部分はよいがここはだめという論議がなぜできないのか。うやむやな結論を出して、後から、だから言ったじゃないかというような意見は私は通らないと思います。

今回提案の大規模改修は3つのテーマがあります。1つとして、寛仁親王牌をいかに呼び、競輪の収益を上げるか。2つ目、競輪場プラスアルファの使い道です。例えばイベントの開催や避難場所など。3つ目として、リニューアルでいかにお客様を呼ぶか。旅館のオーナーは5年で内装の変化を、改装を行って新しいお客様を獲得しています。

商売の鉄則は何だと思えますか。先日の競輪特別委員会でも花井議員がおっしゃられておりました。私もそう思います。よし、今が打って出るときだと感じたときに動く、これが商売の鉄則というふうに、私も学生時代に習ってきました。それが今と感じます。

反対されている皆さん、いろいろなことを言われておりますが、肝心の中身、図面の話は一切ありません。弥彦村の財政、村民のことももっと考えていただきたいと思えます。皆さんの事情もわかります。確かに事情もあるでしょう。でも、ここは土俵に上がって前向きの討論をしてみたい、そういう議会に私はしたいというふうに思えます。

よって、修正案については反対です。

以上、終わります。

○議長（武石雅之さん） 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

本多啓三さん。

○1番（本多啓三さん） 修正案に賛成の立場で討論いたします。

私は、弥彦競輪場の施設の老朽化、改修の必要性は十分心得ております。近い将来、身の丈に合った改修を、実績のあるコンサルや建築事務所、ゼネコン、または競輪業界、中央の関係者の皆様のご支援をいただきながら、弥彦競輪百年の大計を担い、慎重に進めるべきものと思っております。

先ほどの小熊議員による修正案の説明が全てを語っております。もっと時間をかけ、議会とも十分な議論を尽くしての改修を強く望むものであり、修正案に賛成いたします。

以上です。

○議長（武石雅之さん） 次に、修正案に反対の方の発言を許します。

柏木さん。

○4番（柏木文男さん） 競輪特別会計補正予算の減額補正に対して反対討論をさせていただきます。

今議会に、入場口、観覧席工事として今年度分5,000万円が計上されました。補正予算計上理由は、消費税の軽減税率の適用が3月末に契約をしないとだめであるということ、また、東京オリンピック等で今後も資材の高騰が見込まれること、債務負担行為の補正は31年度分が1,200万

円、32年度分が7億円という形の中で、3年間にわたり工事を継続するための説明がなされました。

反対の皆さんは、将来的に人口が減って競輪ファンも減っていく、また、競輪の売り上げは減少が見込まれる、今後順調に推移していく保証はどこにあるのか、東京オリンピックが終われば資材が値下がりするかもしれない、今改修の必要はないのではないか、一番に取り組むべきことは老朽化した施設の改修が先で、優先順位が後になっているということで反対をしております。

競輪施設の改修は、平成3年が管理棟、開催本部、セダーハウス、平成5年がロイヤル棟、平成12年が審判棟でした。大きな施設の改修は、一般用ファンの施設ではなく、競輪を開催するための選手棟、競技管理棟に大きな投資をしてきました。セダーハウス、ロイヤル棟を除き、大切な一般ファンの施設改修は行われておりませんでした。そのため、施設の老朽化が進み、新規ファンが獲得できず、競輪離れが進んだと私は思っております。一般ファンが利用する施設改修はロイヤル棟が最後で、25年間も施設改修が行われておりません。施設の老朽化と高齢化が進み、競輪入場者の競輪離れが進み、新規ファン獲得ができずに減少につながってきたと私は感じております。これでは新規ファンの獲得はおろか競輪離れが進むのは当然だと私は思っております。

中央競馬をテレビで観戦することがあります。若いカップル、家族連れがたくさん映し出されております。また、見ますと、すばらしい施設が充実していると私は感じております。これは私一人ではないと思っております。

花井議員が競輪特別委員会で発言をされました。競輪は商売である、利益の上がるころから施設を改修するのは経営者としては当たり前のことであると発言をされております。そして、執行部提出予算に対して賛成をいただきました。議員は、商売を長年にわたり経営を行ってきた中で経験から感じていることと私は思っております。

村は競輪の経費節減に努め、ミッドナイト競輪を実施し、売り上げも順調に推移し、競輪財政基金の積み上げもできてきております。村の一般会計にも繰り入れる状態が出てきている、この中でこの施設改善を行うことで、新規ファンの獲得が私はできるものと思っております。

以上のことから、小熊議員、本多啓三議員から提出された減額補正予算に対して反対をいたします。

以上であります。

○議長（武石雅之さん） 他に修正案に対し討論はございませんか。

花井議員。

○8番（花井温郎さん） 原案に対する賛成、修正案に対する反対討論を行いたいと思います。

何しろ、きのうの夕方になって初めて反対討論の原稿を書き始めたもので、夜遅くまで書いて、しかも朝方寝坊してしまって、朝は食べないで来たものですから、声の調子もおかしいので、その点ひとつお許しいただきたいと思います。

村長は、これまでに競輪施設改修費として30年度当初予算で500万円提案されました。また、今年の6月議会では、競輪場にかかわる設計監理委託料3,200万円を予算に提案され、これはそ

れぞれ議会において承認をされております。

しかし、9月議会に同じく競輪場施設整備改修工事費2億9,500万円が補正予算として計上、提案されましたところ、これは否決でした。そして今回、12月議会に競輪場施設整備工事費5,000万円が、新観覧席の7億円に対する、今年度、30年度の1カ月分としてのことなんでしょうが、5,000万円が計上されたのに対し、今回、お二人の方から、これを認めない、必要としないとする修正案が提案されたことは、皆様、今日お聞きのとおりであります。

また、村長は、今回の整備工事費5,000万円とともに、弥彦競輪場施設整備改修事業設計監理業務委託契約にかかわる債務負担行為の補正を提案されておりますが、それは期間は平成31年度から32年度までとして、限度額については1,200万円として、更に同競輪場宝光院側観覧席新築工事請負契約に係る債務負担行為の補正も、同じく期間を平成31年度から32年度までの限度額7億円として、今回提案されている訳であります。

そしてそれに対して、今日、皆様、それを認めないとして、それにかかわる競輪場に対する修正案、予算にかかわる、あるいは債務負担行為にかかわる修正案が提出されたことはご承知のとおりであります。

これに対して、理事者側は、村長はどのような提案をしているのかということをおぼろげに私達はしっかりと考えてみる必要があると思うのであります。

それは、村長は、平成30年度の事業費分として新観覧席設備に3億5,000万円、平成30年度の新観覧席設備改修に係る予算として3億5,000万円、更に同じく32年度にはセダーハウスの改修費を1億円、平成33年度においては投票所の改修費として1億円、また、平成34年度にはスタンド改修費として1億円、計10億円を今回の弥彦競輪場の大規模改修費として考えているというふうに提案説明されてきたことは、議員の皆様もよくご承知のとおりであります。

こうした競輪場の大規模改修施設整備を小林村長が決断された理由というものを、私は私なりに、弥彦競輪場の建設からこれまでの間における歴史的経緯というものを考えてみますと、弥彦村はご承知のとおり、1950年4月競輪施行開始以来今日まで、歴代村長初め競輪関係者は、たゆまざる経営の努力を続けてこられたものの、1998年、売り上げの減少と急激な経費の増大から、年間12回開催で行われている弥彦競輪のうち、5回開催を施行されておられました新潟市などの4市町村組合競輪が、これ以上継続することは困難として撤退されたことは、皆様ご承知のとおりであります。

この撤退分、つまり放棄分を弥彦村が引き続きかわって施行していくということをおぼろげに、施行権をかわって引き受けられたことから、その翌年の1999年には3億5,000万円からの赤字に弥彦村は転落いたしております。このままでは今後黒字転換は難しいとして、2004年と2005年において、日本自転車振興会への上納金7億円を10年分割返済にさせていただくことを自転車振興会にお願いして、浮いた金で、村が以前から持っておりました新潟場外車券売り場というものを7億円かけて全面改築し、この全面改築した新潟場外施設を競輪会社に譲渡して、かわりに弥彦競輪場を寄附してもらって、これで競輪場の使用料の支払いがなくなったために、2006年度には800万円

の黒字となったものであります。その前の年は3億5,000万円の赤字だったのが、勇断を持って当時の村長がやったことによって800万円の黒字に転換したと。更にその10年後には5,800万円の黒字になるんじゃないかというような予測を立てられるまでに至った訳であります。

今回、こういうふうな全面改修するための問題は、こうしたような事柄から、競輪事業に対する財政的な難しさ、要するにお金がないために、弥彦村は競輪場に対する大規模改修というものをほとんど行わないできた訳であります。それで、小林村長が4年前村長に就任されて、それで全国の競輪場を回ってみられて、その結果、弥彦競輪場の老朽化というものをつくづく実感されたということではあります。そうした状況のもとにおいて、経済産業省が、国が、これからの競輪事業の経営というのは難しいんだと、こういった状況のもとにおいては、やる気のあるところしか、そういう競輪場しか面倒は見られないよということをはっきりと言われていることや、また、寛仁親王牌競輪にはどうしても来てもらいたいというような村長の気持ち、願いから、今回このような改修計画を考えられた訳であります。

それと更に、小林村長が他場に先駆けて、これまでミッドナイト競輪、真夜中の競輪というものをやることによって、ある程度利益が出てきたと、競輪に対する利益が出てきて、改修費については何とかなるといふ、一つの見通しを担当課等とよく相談された結果、できるんじゃないかということで、観光地にふさわしい競輪場にしようということを決意され、今回されたというふうな提案理由に村長は述べられておりますが、そういったことは、村長の提案理由というものは、私の第一に納得のいく理由の1つであります。

第2の原案に対する賛成の理由というものは、競輪事業の場合、先ほど柏木議員も言っておられましたけれども、商売だと、もうかるほうから改修すると、これは当然であります。どのような形の中でどれだけ違うのかと。グレードの高い、要するに格付の高い選手の走るレースほど売りが上がってもうけが出ると、これは間違いない事実であります。

そういったことについて、じゃ、どのくらい違うのかということ、これは皆さん方も、私から説明するまでもなくよくおわかりだと思いますけれども、私はあえてここで、30年度、今年各グレード別の競輪の売り上げ、利益の出方について改めて認識していただくために、私はお話し申し上げたいと思うのであります。

例えば、30年度の場合においては、FⅡの選手が走るんです。FⅡ選手は普通開催の競輪選手の中では一番下ですね。FⅡ、FⅠ、それからGⅢ、GⅡ、GⅠ、それから更にもう1つ何かありますが、そういった形の中で、下のほうほど売り上げが少なく利益が出てこないということは、これは間違いない事実であります。

そのFⅡの選手の走るレースにおいては、3開催、9日でもって6,600万円の赤字を出しています、30年度の弥彦競輪で。12回開催のうち、FⅡの選手の走る競輪を3開催やっていますが、9日間で6,600万円の赤字。更に、FⅡとFⅠの混合の入りまじったレースにおいては、2開催12日間で3,150万円の赤字を出しています。そしてまたFⅠレース、2開催9日間では3,000万円の赤字であります。

それに対してGⅢのレース、これは特別競輪ですね。特別競輪のGⅢ、特別競輪といっても一番ランクの下でありますけれども、このGⅢのレース、これは1開催4日間で2億9,000万円の黒字を出しています。更に、27年度において寛仁親王牌というものが施行されておりますが、GⅠの寛仁親王牌レースにおいては、4日間でもって4億1,600万円の黒字を出しています。1日当たり1億何千万円というもうけを出している。

ほかの競輪の場合は、今読み上げましたように全部赤字であります。そうでしょう、FⅠ、FⅡ。だから、全国の競輪場の中で、だんだんもうけを出せる、一般会計繰り出しが出せる競輪場が少なくなってきたものだから、なるべく施行者は普通開催の競輪というのを減らそうとしているんです、開催日数を。そうやって減らしてきたことによって、現在の競輪場が赤字が出なくなってきたんです、開催日数を減らしたことによって。

しかし、これはやめる訳にはいかないんです。こういった格の高いGⅠレースを走るような選手というのは、それこそ9人だか10人しかいませんから、そういうレースはめったに来ない。そんなのやたらに誘致できない訳です。だからとにかく、そういう下積みの選手がいて初めて競輪全体が成り立っている訳ですから、その普通開催の競輪というのもやらなきゃいけない。しかし、できれば特別競輪というものをなるべくやらせてもらいたいと。これをやることによって競輪が全体として黒字になる訳であります。

そして、ミッドナイト競輪、これは小林村長が他場に先駆けてやられたんです。そのミッドナイト競輪4開催24日間やって1億7,150万円の黒字を出しています。30年度の競輪は全体として2億1,000万円の利益を出していますけれども、このミッドナイト競輪をもしやらなかったら、こういうもうかる、ミッドナイト競輪は全部もうかっていますから、やらなかったら競輪自体が赤字になりますから、弥彦村のような小さな村で、そんな何億もの赤字を出しちゃったらやっていけない、競輪事業そのものを。だから、こういった事業を村長は人様に先駆けて試しにやってみられたんでしょう。

そういうことで、1億7,150万円という黒字を出して、30年度のあれにおいてミッドナイト競輪をやったことによって、とにかく利益を出されて、そしてまた31年度も、できれば寛仁親王牌だとか、あるいはミッドナイト競輪というのを続けてやる計画を立てていくことで、先行きに対する、競輪場が黒字経営に対する村長は自信を持たれてきた訳だ。それで、とにかく今回何としても、GⅠレースをやるためには、施設改善をしなければいい選手は来ない、これは当然の話であります。バンクの汚いもの、あるいは観覧席のそれなりの施設のないもの、そういったものに対して来る訳がない。

そうしたら、そういうことでもって、さっき柏木議員も言うておられましたけれども、きちっとした施設を、バンクを持った競輪場でなければ、そういうGⅠレース、特別競輪というものはいかないと。寛仁親王牌を是非開催したいということで、村長は今回この大規模改修計画というのを立てられた。

だから、村長が今回、大規模改修計画を人より先に立てて、またミッドナイトと同じように、

人より先に寛仁親王牌と特別レースを招致したいと考えることは、私はこれは経営者として当然のことだろうと思うんです。

ただ問題は、競輪場の改修に当たって、一番私たちが、自治体が考えなければならないことは、この改修費用というものが、さっき言ったとおり、31年度、32年度、33年度、あるいは34年度の間でもって10億円かかる訳だ、村長の計画しているのは。そうすると、10億円に対する費用の捻出と、それから償還ができるのかと、返していけるのかという、これはやはり経営者としては、もうかるからといって改修はやったのはいいけれども、じゃあ、そのお金を返していけるのかと、またそのお金を工面できるのかと、工事費を。それはやはり考えなければならないことだと思います。

しかし、その改修の費用については、今回の30年度における、31年度から実際は始まるんですが、30年度から既にもう、さっき申し上げたとおり、30年度においては2億1,000万円の黒字を出していますよね、弥彦競輪は。そこで、そういったものの中で、改修工事費として4,644万円、けいりん会館を改修するために、これは出して、けいりん会館を改修しています。やっぱり選手の泊まる宿というものは、施設をよくしなければ競輪選手だって余り来たがりませんから、自分の泊まる施設がね。

そして更に、その後に対する競輪施設整備、改修に対する監理委託料、全体の委託料として2,826万円を、工事費として30年度出しています。しかし、これらを引いてもなお2億1,000万円もうかっている、30年度は。そうでしょう。それはちゃんと出ていますから、これはご承知のとおりだと思います。少し長くなるかもしれませんが、しっかり聞いてください。

○議長（武石雅之さん） そろそろいいですか。

○8番（花井温郎さん） いや、待ってください、大事な話を私はしているつもりですから。

開催の集計計算の中に、先ほど申し上げましたとおり、けいりん会館の改修費とか、あるいは設計監理委託料等は競輪場開催費の中に、30年度の中に入れて、なおかつ2億1,000万円もうかっているということは、先ほど申し上げたとおりであります。

それから、どれだけの収入というものが、競輪によってお金がもうかっているのか、利益が出てくるのかということについては、先ほど申し上げましたように、経費は村長の計画した10億円かかると、施設改善に。観覧席とか、セダーハウスとか、入場口だとか、あるいは投票所とか直していくと10億円かかると。

しかし、それに対して利益がどのくらい出るという見通しをつけているのかということについて話しますと、10億円に対する、31年度から35年度までのそれについては、30年度も含めてあれしますと17億2,000万円の収入を見ている訳ですね。そういったことの中で、17億2,000万円の収入ですから、先ほどの工事費というのは10億円でしたね。17億2,000万円から差し引くと7億円ばかり余る訳だ。そうでしょう。

ところが、その7億円の金はどういうふうにしてあれしていくかということ、毎年7,000万円ずつ一般会計に繰り入れしますと。そして、更に余った分は競輪関係の基金に繰り入れしますとい

うことで、全体として基金への繰り入れというものが1億六千何百万円でしたか、基金に繰り入れしていくことができるようになっている。一般会計、毎年7,000万円ずつ30年度から35年度まで7年間、4億9,000万円入れたほかに、そのほかに競輪関係の基金として1億六千何百万円だかのお金を積み増しすることができてくる。そういう見通しをつけられて、村長は今回この提案をされている訳です。

ということになれば、資金的な面においても、償還計画において、工事費の捻出、それから償還計画においてもまず問題がないことになる。そうしたらやっぱりやるべきだと思いますね。そうじゃないですか。それで、2億、3億というお金が現在までの、そのことをやってきた経験の中でのあれからすれば、それが見込まれる訳だ。そうでしょう。それは当然、私はやるべきだというふうに考える訳であります。

そしてしかも、債務負担行為の実施の時期というものが、何かちょっと私、あれだと思っすけれども、平成31年度から32年度というふうに、債務負担行為の7億円の契約ですか、債務負担行為のその時期が31年度だけだったのが変わってきていますよね。

ということは、31年度と32年度ということになれば、これは恐らく私は、もう来年1月下旬に村長選挙がある訳ですから、村長選挙の終了後、私はやはり契約に入るのじゃないかと思っている。仮に契約したのはいいが、次の村長さんがやるのかやらないのかわからないのに契約したら大変ですから、そこらあたりは十分に村長はお考えになっている。やはりそこらは大事をとらなきゃいけない、村のためですから。それをあわせ考えられた上で、31年度という、年度ということになれば4月からということですね。31年ということになれば1月からでしょうし、31年度とうたってありますから、私は4月からなんだろうと思っています。

そういうことになれば、その点は、私はそういったお気持ちの中で村長が提案されているんじゃないかと思う訳です。ですから、そういうことを村長さんも、ここでひとつ頭の中にしっかり入れていただいた上で、今回、私は村長の原案、競輪場の大規模改修に関する村長の原案に対しては賛成していただきたいと思うものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（武石雅之さん） ご苦労さまでした。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

修正部分を除く原案に対する討論がございましたらお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

まず、小熊正さん外1名から提出されました修正案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（武石雅之さん） 起立多数と認めます。

したがって、修正案は可決することに決定いたしました。

次に、修正部分を除く原案を可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、修正部分を除く原案は可決することに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（武石雅之さん） 次に、日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について

○議長（武石雅之さん） 次に、日程第17、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから、日程第19、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてまでの以上3案件を一括して議題といたします。

このことにつきましては、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がなされております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（武石雅之さん） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって12月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 12月5日から開催されました平成30年第6回12月定例会の議会におきまして、慎重なご審議いただきましてありがとうございます。

簡単ではございますが、これで閉会の挨拶とさせていただきます。

なお、かねて議会でご質問あるいはご意見をいただきました談合疑惑裁判につきましては、11月30日、新潟地方裁判所におきまして、談合の事実ありと村の主張を認めていただいた判決が出ましたが、その後については、裁判所より一切あるいは弁護士事務所より一切の連絡がないことをご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（武石雅之さん） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（武石雅之さん） 最後に、議長からご挨拶を申し上げます。

今定例会は12月5日から17日まで13日間、大変ご苦労さまでした。

村長より提出されました承認補正予算1案件、条例改正6案件、一般会計補正予算1案件、規約変更1件、人事2件、その他1件、介護保険特別会計補正予算1件、水道事業会計補正予算1件のいずれも、村長提案のとおり賛成の決定となりました。ただいま行いました競輪事業特別会計の審議について、修正可決ということで終わった訳であります。大変長時間にわたり討論、いろいろいただき、ありがとうございます。

また、一般質問で7名の方から質問がありました。いろいろ皆様も研さんしておられて、たくさん村長に質問しておられました。なかなか中身のところにいきますと、いまして程度の高い質問が出るように、これからもくれぐれも研さんをお忘れなく進めていっていただきたいというふうに思う訳であります。

いよいよ真冬に突入する訳でございますが、皆様も健康に十分留意されて、議会活動によるしくお願いしたいと思います。

以上でご挨拶を終了いたします。

◎閉会の宣告

○議長（武石雅之さん） 以上をもちまして、平成30年第6回弥彦村議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時46分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 武 石 雅 之

署 名 議 員 柏 木 文 男

署 名 議 員 安 達 丈 夫